

むつ市農業委員会第679回総会議事録

平成24年3月16日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 24年3月16日（金）午前10時50分から午後 0時30分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（27名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
15	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
28	〃	杉 山 武 美
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（2名）

番 号	役 職 名	氏 名
14	農 業 委 員	水 戸 隆 璽
19	〃	赤 坂 直 良

5. 議事の概要

- 第1 議事録署名委員の指名、会議書記の事務局職員の指名
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 平成24年度むつ市農業委員会活動計画（案）について
- 第4 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び
平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）について
- 第5 下限面積の設定について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 手間本 富士雄
次 長 増 田 健 二
総括主幹 一 家 隆 雄
主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

25番 坂 本 正 一 26番 村 口 鉄 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第679回総会を開催いたします。
議 長	ただいまの出席委員は、29名中27名で定足数に達しております。
議 長	本日、14番水戸委員、19番赤坂委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。
議 長	これより、本日の会議を開きます。
議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
議 長	会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、25番坂本委員、26番村口鉄雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。
議 長	日程第2、会期の決定を行います。
議 長	本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。
議 長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請3件について」を、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可申請受付第1号から受付第3号までについて、ご説明いたします。 受付第1号につきましては、世帯内（家庭内）の夫から妻への贈与による土地の所有権の移転であります。 申請地が2筆あり、脇野沢田ノ頭293番1については、面積が1,822㎡。脇野沢田ノ頭293番2については、面積が300㎡。合計面積が2,122㎡。2筆とも、現況地目が田であります。農地の利用状況につきましては、水田として利用されている状況です。冬期間の積雪のため、2月28日脇野沢庁舎会議室において立会者柴田委員、事務局により、当事者から聞き取り調査を行っています。 農地の耕作につきましては、家庭内の共同により、全ての農地を耕作することになっています。農機具の利用につきましては、兄から借用することになっています。 労働力、地域との関係など、資料6枚目の農地法第3条調査書に報告されているように、特に問題はないと思います。 次に、受付第2号につきましては、世帯内（家庭内）の夫から妻への贈与による土地の所有権の移転であります。冬期間の積雪のため、3月2日当事者宅で立会者鴨田委員、水戸委員と事務局において当事者から聞き取り調査を行っています。

農地の利用状況につきましては、申請地が10筆あり、10筆のうち、3筆が川内町野平地区で、川内町板家戸103番1の面積が8,628㎡、川内町板家戸103番3の面積が1,595㎡。川内町板家戸37番の面積が7,623㎡。現況が3筆とも、牧草地として利用されています。次に、川内町袈川地区の5筆については、川内町袈川179番、面積が5,738㎡。川内町袈川157番1、面積が9,782㎡。2筆とも現況地目が畑として利用されています。この2ヶ所につきましては、平成16年と平成19年に(有)エムケイ・ビニヤードと農地法第3条第1項許可の賃貸借10年間の契約がされています。所有権の移転後においても、ぶどう畑として利用することに、当事者双方とも問題ないことの確認をしています。

次に、川内町袈川222番、面積が6,099㎡。川内町袈川281番1、面積が1,536㎡。2筆とも現況地目が牧草地として利用されています。川内町袈川103番153、面積が357㎡。現況地目が畑として利用されています。

次に、川内町戸沢地区の2筆につきましては、川内町川代13番86、面積が920㎡。川内町川代13番90、面積が994㎡。現況地目が畑として利用されています。

農地の耕作につきましては、家庭内の共同で、全ての面積を耕作することとなっております。

農機具の利用、労働力、地域との関係など資料の10枚目の農地法第3条調査書に報告されていますように、特に問題はないと思います。

次に受付第3号につきましては、農地の規模拡大による土地の売買、所有権の移転であります。冬期間の積雪のため、3月2日当事者宅で立会者鴨田委員、水戸委員と事務局において、当事者から聞き取り調査を行っております。申請地は、川内町野平地区の川内町福浦山1番242、面積が11,272㎡。川内町板家戸103番5、面積が12,196㎡。2筆とも現況地目が牧草地として利用されています。農機具の利用、労働力、地域との関係など資料の13枚目の農地法第3条調査書に報告されているように、特に問題はないと思います。

受付第1号から受付第3号まで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

議案第1号の受付第1号から受付第3号までについて、質疑を許します。

議長

質疑ありませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第1号は、原案のとおり承認いたします。

た。

議 長

議案第 2 号 平成 2 4 年度むつ市農業委員会活動計画（案）についてを、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第 2 号について、ご説明いたします。

平成 2 4 年度むつ市農業委員会活動計画（案）を作成しましたので、承認を求めるものであります。

この件につきましては、平成 2 4 年 2 月 1 7 日開催された各部会において、農地部会に関する事項、農政部会に関する事項、各部会に関する事項について、それぞれの部会で協議決定された計画であります。

1 の農地部会に関する事項ですが、①農地の無断転用防止及び耕作放棄地のための巡回調査（農地パトロール）を担当地区ごとに強化する。

②改正農地法により義務づけられた「農地利用状況調査」を、実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」等により実施する。③改正農地法に係る研修会を開催する。④遊休農地の発生防止を図るとともに、農地保有合理化事業を推進する。⑤農地の有効利用を積極的に促進する。

次に、2 の農政部会に関する事項については、①担い手育成・農業経営向上のための政策の検討。②国・県・市の農業政策説明会の開催。③ニホンザル等鳥獣被害の補償制度を確立するための要請活動を推進する。

3 の各部会共通に関する事項については、①市長部局や農業関連団体との意見交換の開催。②地区担当制により、地域を根ざした農業委員活動を推進し、地区毎の懇談会等を実施する。③農業委員会活動を積極的にむつ市ホームページ等で情報公開する。④農業委員会制度及び農業委員職務の重要性を高める。⑤「農業委員会活動記録セット」を活用して、農業委員活動を促進する。

以上が、平成 2 4 年度むつ市農業委員会活動計画（案）となっております。

議 長

議案第 2 号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし。

議 長

質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり承認いたしました。

議 長

議案第 3 号 平成 2 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 2 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）についてを、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第 3 号について、ご説明いたします。

農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）及び活動計画（案）の承認については、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 2 1 年 1 月 2 3 日付け 2 0 経営第 5 7 9 1 号農林水産省経営局長通知）により、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・

評価（案）及び活動計画（案）を作成したので、承認を求めるものであります。

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、別紙様式1、1法令事務に関する点検、2法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価、3促進等事務に関する評価の概要は、別紙記載のとおりです。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、別紙様式2、1法令事務（遊休農地に関する措置）、2促進等事務の概要は、別紙記載のとおりです。

以上につきましては、むつ市ホームページにより公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を募集するものです。期間については、平成24年3月26日から平成24年4月26日までを予定しています。また、寄せられた意見・要望につきましては、総会で報告し、むつ市ホームページで公表することになります。

以上で説明を終わります。

議長

議案第3号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

議長

議案第4号 下限面積についてを、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第4号の下限面積（別段面積）の設定について、ご説明いたします。「農業委員会の適正な事務実施」についてが、農林水産省経営局長通知により、平成22年12月22日付けで一部改正されています。

農業委員会では、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、審議することになっています。

当農業委員会では、昨年7月の総会において、資料の18枚目に掲載しています国で定める計算式により、下限面積（別段面積）の設定を行っています。旧田名部地区30a、旧大湊地区20a、旧川内地区20a、旧大畑地区20a、旧脇野沢地区20aの設定であります。

事務局としては、昨年の7月に総会で審議し、下限面積（別段面積）の修正を行っていますので、現行の下限面積（別段面積）の設定で良いのではと考えています。

以上で説明を終わります。

議長

議案第4号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。

議 長
議 長
事務局

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

続きまして、地目変更登記に係る非農地証明の報告事項があります。
事務局より説明願います。

報告第1号 非農地証明について、ご報告いたします。

平成24年2月29日付けで、非農地証明願の届出がありましたので、3月1日畑中委員、本山委員、事務局において、調査を行っています。また、現地の状況把握のため、立会者として下北森林組合の職員のご協力もいただいております。申請地は4個所で、4個所のうち、大畑町大赤川17番1、地目が畑、面積が1,125㎡については、現地確認をしております。残りの3個所、大畑町小赤川66番、地目が畑、面積が1,424㎡。大畑町小赤川70番1、地目が畑、面積が3,540㎡。大畑町佐助川37番11、地目が畑、面積が951㎡。この3筆につきましては、積雪の状況から現地確認を行うことが出来ませんので、航空写真で調査判定いたしました。

現況については、4筆ともスギを植栽して50年以上も経過していること、山林の状況から非農地として判断いたしました。

以上で非農地証明の報告を終わります。

次に、平成23年度の耕作放棄地の調査結果について、ご報告いたします。平成21年度耕作放棄地全体調査結果に基づいて、旧むつ地区の区分2「黄」及び3「赤」と判定された耕作放棄地の所有者を対象に、平成23年9月から11月にかけて調査を実施しました。

調査結果

平成23年度の現地調査実施件数		
区 分	農地筆数	面 積 (㎡)
区分1 (青)	0	0
区分2 (黄)	367	796, 939
区分3 (赤)	1, 731	3, 745, 236
計	2, 098	4, 542, 175

平成23年度の意向調査実施件数			
区 分	農地筆数	面 積 (㎡)	農家戸数
区分1	0	0	0
区分2	106	223, 101	64
区分3	248	496, 868	112
計	354	719, 969	176

耕作放棄地の農地再生・耕作可能な所在地の農家を対象に意向調査を行った結果、次のとおり農地あっせんの希望者がありました。

旧むつ地区（区分2黄、区分3赤）

あっせん希望農家戸数	農地筆数	農地面積
61 戸	97 筆	168,106 m ²

受け手となる担い手農家等への農地あっせん活動については、各地区の認定農業者及び脇野沢農業振興公社、農業者、新規就農者に、むつ市ホームページ等で情報公開を行います。

推進活動については、農業委員、事務局職員、むつ市農林畜産グループと連携を図り、平成24年度産の作物作付け策定前を目途にマッチングの完了を目指します。

農地あっせん希望者一覧表は、別紙のとおりです。

むつ市ホームページには、平成23年度分の旧むつ地区と平成22年度分の旧川内地区、旧大畑地区、旧脇野沢地区の農地あっせん希望一覧表を3月中に公表したいと考えています。

認定農業者一覧表は、別紙のとおりです。

平成24年度の調査実施計画につきましては、旧川内地区、旧大畑地区、旧脇野沢地区の区分の2、黄色判定農地約72haを調査対象面積と計画しております。調査実施計画の工程表並びに詳細につきましては、むつ市農林畜産グループと共同作業となる関係から、市の方と早めに打合せを行い、5月の総会を目途に、報告・承認を得たいと考えていますので、よろしくお願いたします。

次に非農地証明事務取扱基準について、ご説明いたします。

平成23年11月14日第674回総会において、現況が農地以外の農地について、非農地証明願により、内容によって非農地証明書の交付ができるように決定しています。つきましては、業務の効率を図る観点から、非農地証明事務取扱基準を設定いたしました。

1 目的

この基準は、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法の適用を受けない旨の証明事務にあたり、必要な事項を定めることにより、農地法の適正な運用を図ることを目的とする。

2 定義

この基準において、「非農地」とは、農地法の適用を受けない土地をいう。

3 非農地証明基準

証明書の交付は、申請土地が次の各号のいずれかに該当し、それぞれ具体的事実が明らかなものにする。なお、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、今後とも農地として利用される見

込みがあると認められるので、証明の対象としない。

- (1) 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地
- (2) 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為からすでに20年以上経過しており、農地行政上特に支障がないと認められる土地
- (3) 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情によって、10年以上耕作放棄されたため自然荒廃した土地で、農地への復旧も困難であり、農地として利用される可能性がないと認められる土地
- (4) 自然災害により農地としての復旧が著しく困難になった土地
- (5) 農地法施行規則第5条第1項に該当する農業用施設等に転用された土地
- (6) その他農地転用を要しない事案等で、特に証明を必要とする土地

4 申請者

非農地証明を受けようとする土地の所有者とする。

5 申請書類等

- (1) 証明書を受けようとする者には、別記様式による申請書を提出させるものとする。
- (2) 申請書には、次の書類を添付させるものとする。
 1. 登記簿謄本
 2. 公図の写し
 3. 附近見取図
 4. その他必要書類

6 現地調査

非農地証明受付後、農業委員2名以上と事務局職員により速やかに現地調査を行うものとする。

7 証明書交付

証明書の交付は、現地確認後事務局長が専決処理するものとする。

証明書交付の内容は、

第 号

上記の土地は、農地法第2条第1項の農地または採草放牧地でないことを証明する。

平成 年 月 日

むつ市農業委員会会長 立花順一

以上が非農地証明事務取扱基準の概要であります。

次に、平成24年度の総会日程表を作成してあります。予定表ですので、総会開催日及び開催時間は、都合により変更となる場合もあります

議 長
議 長
議 長

のでご理解願います。 以上で報告を終わります。
これで、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案審議及び報告事項は終了しました。
これをもちまして、むつ市農業委員会第679回総会を閉会いたしま
す。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 坂 本 正 一

会議録署名委員 村 口 鉄 雄